

団委員長各位

# お知らせ

## 共済掛金割引優遇策見直しについて

平成20年度から、次のとおり共済掛金の割引優遇策が変わります。

	1名あたりの掛金	
	平成19年度	平成20年度より
4月～5月	500円	500円
6月～8月	400円	
9月～12月	300円	
翌年1月～3月	200円	200円

### □共済掛金割引優遇策の見直しについて

平成17年度の共済制度発足時においては、他の傷害保険からの乗り換えを促進する為、年度途中からの加入について、掛金の割引優遇策を設けてきました。

この優遇策については、制度発足後3年目を迎えた平成19年度段階において、他保険からの乗り換えはほぼ一段落したと思われること、また、今までに新規に加入した団の加入時期を見た場合、概ね4～5月に加入している状況から、平成20年度からは従来の掛金割引優遇策の内容を一部見直し、新たな優遇策にて共済事業を継続実施することとなりました。

ご理解の程、よろしくお願い申し上げます。

### \*平成20年度の掛金

4月～12月に加入の場合は

1人あたり 500円 です。

翌年（平成21年）1月～3月に加入の場合は

1人あたり 200円 です。

以上

財団法人ボーイスカウト日本連盟  
傷害共済制度推進室